

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## インターネット上の誹謗中傷からの名誉感情の保護

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2025-05-22 キーワード (Ja): 侮辱罪 キーワード (En): 作成者: 小松, 丈浪 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002001668">https://doi.org/10.57529/0002001668</a>

# 論 文 要 旨

学籍番号	233402	氏 名	小松 丈浪
論文題目： インターネット上の誹謗中傷からの名誉感情の保護			
<p>(内容の要旨)</p> <p>2020年7月7日に侮辱罪（以下、231条）が厳罰化され「1年以下の懲役もしくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」にまで引き上げられた。法務省HP、トピックス内の「侮辱罪の法定刑の引上げQ&amp;A」のQ4、「なぜ法定刑が引き上げられたか」という質問への解答ではインターネット上での名誉を傷つける行為が社会問題化してきていると述べられており、法定刑引き上げの背景には匿名掲示板やSNS上での誹謗中傷が深刻化している点が挙げられると考える。</p> <p>本稿では侮辱罪の保護法益について通説である「外部的名誉説」ではなく、被害者の名誉感情を保護法益とする「主観的名誉説」を採用する余地について検討するものである。</p> <p>通説によれば、侮辱罪の保護法益には被害者の社会的評価を保護する「外部的名誉説」を採用している。しかし法定刑改正の背景で挙げられている、インターネット上の誹謗中傷によって侵害されている名誉とは被害者の社会的評価を意味する「外部的名誉」ではなく、自尊心や自己肯定感と言った「名誉感情」ではないのかという点に疑問が残る。</p> <p>本稿では法制審議会の議論を参照し、問題点として挙げられているインターネット上の誹謗中傷の性質と、それにより被害者が負う名誉侵害とは実際どのようなものであるかを分析する。その後、同じく名誉保護を目的とする名誉毀損罪と侮辱罪の関係について学説の議論踏まえた上で、主観的名誉説を侮辱罪の保護法益として採用することはできないかを検討していく。</p> <p>「主観的名誉説」を採用し保護法益を変更することは、侮辱罪による処罰範囲を変更することである。侮辱罪とは人を侮辱する表現行為を処罰する規定であり、そのような規定の保護法益を変更することは、憲法で保障されている表現の自由を不当に制限する可能性が考えられる。よって主観的名誉説を採用することは表現の自由が保障している範囲を不当に制限してしまうものではないか、憲法の観点からも議論する。</p>			
キーワード（5語）  名誉毀損罪 侮辱罪 誹謗中傷 インターネット 表現の自由			